

家族政策の目的をめぐって

(西ドイツ)

連邦政府が計画している母性保護の改善、およびキリスト教民主同盟(CDU)の要求している家族手当の導入をめぐって激しい論争が議会で行われているが、その中で家族政策の目的は何かという点に対立があることがはっきりしてきた。野党のCDUによると、母性手当を働いている母親だけに限定するのは主婦専業の女性を差別するものだと、その点で与党連合を厳しく追及する。

与党SPD, FDPは現在8週間の妊娠休暇を半年間に延長し、母性手当を支給することは勤労女性の母性保護規定を改善するものであると主張している。野党の連盟側は特に人口政策上の理由からの家族政策の必要を強調し、生後1年半の子供の養育に経済的援助を与えるよう主張している。CDUの連邦家族手当法草案は初年度36億8千万マルクの費用を要し、財政上の理由で同じ野党CSUの同意を得られないでいるが、出生後1年半の間毎月400マルクを家族に支給するもので、この養育期間中は母親または父親は就業してはならないことになっている。一方政府案だと就業中の母親は職業を保証されて6か月の休暇が認められ、この間最高750マルクの母性手当を受ける。

議会の論戦は非常に灼熱し、たびたび議長の制止、戒告が入るほどだったが、その内容は財政的裏付けに関するものと、それと共に就業していない主婦、母親が政府案の母性保護措置ではとりあげられていないという点であった。

議会は与野党の両法案および母性手当免税に関する党案を委員会の諮問に付した。政府としてはこの母性保護規定を本年7月1日から発効させたいと考えている。

青少年扶助法の改正をめぐって

(西ドイツ)

西ドイツ連邦議会は20年に及ぶ論議と9年間の準備期間を経て漸く青少年扶助法改正の第一読会に入った。これで20年にわたる青少年福祉法は廃止となるはずである。これまでの議論では新法の必要性についてはほぼ意見が一致したが、両親と国家の関係の関係をどう規制するかという点で意見が根本的に対立している。

連邦家庭相 Antje Huber は提供する援助が任意的な性格のものであることを強調しているが、これに対し野党側は両親及び青少年をもっと信頼し、国の権限をもっと減らすことを要求しているのである。

政府案の要点は次の点である。

- 青少年及び家族の労働の助成を改善する。
- 教育援助及び医療援助を改善し、家庭外の施設に収容することをできる限り避けるようにする。
- 移動式の社会サービス及び教育相談施設を設ける。
- 公共及び民間の青少年扶助機関の対策の協力を進める。

Huber 家庭相によると、現在毎年保護権を取り上げられているのが7千件、扶助撤回が3千件あり、家庭以外の所で育てている子供が14万人いて、この中には多数の乳幼児がいるという。施設の9割以上は年間にわたり収容する子供のためにあてられている。

さらに家庭相は、両親の意志に反して家庭に干渉するのは、後見裁判所が子

供を家族から引き離すことを命じた場合に限られることを強調し、但しこれは青少年扶助法によって行わず、これには干渉規定は一切定めなくて、扶助は必ずすべて任意に行われるとしている。すなわち両親の意志に反して国が干渉することは将来できるだけなくするようにする、というのである。

野党CDU/CSVの側はこれに対し、国の干渉の恐れが多分にあることを指摘する。政府案だとどうしても両親の意志に反する傾向が出てくる上、どこか相談所に行って援助を求めると、相談がすぐ治療とされて施設に収容されることになりがちだというのである。与党側は、いずれにせよ野党も参議院も新しい青少年扶助法は必要としており、参議院では政府案はあまりに細かいことを規定して国の役割を強化していると批判はしているが、いずれにせよ新法の必要性は認めている以上、合意はみられるものと楽観している。

Süddeutsche Zeitung, 17/18. März

(安積鋭二 国立国会図書館)

(8ページより)

にしている。しかし、出産給付の支給期間中に当人が就労を再開し、夫が仕事を休んで、乳児の世話をする場合に、父親が本人自身の収入にもとづく現金給付を受給することになる。もっとも、父親がこのようにしてこの給付を受給できる期間は、最高72日までである。

病気の子供を世話する親に現金給付を支給する制度や、出産時に夫に現金給付を支給する制度は、1974からスウェーデンで実施された「両親の給付」に似ている。また、1978年から実施されたフィンランドの制度もこれらの制度に似ている。国際社会保障の分野では、このような動きについて、それらの背景やその後の動向などを含めた色いろな事柄が取上げられる。

ところで、ノルウェーでは、国民保険による、出産給付の受給資格を取得していない女子被保険者に対して、年金制度で用いる基本額(1978年7月で年額14,700クローネ)の20%に相当する給付が支給される。もし母親が出産時に寡婦であれば、その支給率は37%になる。また、未婚の母親は寡婦と同一の取扱いを受け、かれらの出産時には、もし国民保険による現金給付の受給資格がなければ、かれらは上に示した寡婦と同一の給付を受給できる。

資料 Social Security Developments in 1977 (Norway),
International Social Security Review, No 3, 1978,
pp. 339—341.

(社会保障研究所 平石長久)